

大阪・光の饗宴 2025 の開催にかかる広報プロモーション等業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 業務名称

大阪・光の饗宴 2025 の開催にかかる広報プロモーション等業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業の趣旨・目的

大阪・光の饗宴は、御堂筋イルミネーションと OSAKA 光のルネサンスをコアプログラムとし、大阪府内のまちづくりやエリア活性化に取り組む団体が主催する地域の個性を活かした光のプログラムをエリアプログラムとして、大阪・光の饗宴実行委員会（構成団体：大阪府、大阪市、大阪観光局、経済団体等。以下「実行委員会」という。）が開催するもので、令和 7 年で 13 年目を迎え、大阪の冬の風物詩として定着してまいりました。

このたび実行委員会では、大阪・光の饗宴 2025 の開催にかかる広報プロモーション等の業務について、民間事業者のノウハウやアイデア等を活用し、国内外により広く効果的・効率的に実施できるよう、公募型プロポーザル方式により事業者を選定いたします。

（２）業務内容

- ア プロモーション等にかかる管理・調整業務
- イ 広報・プロモーションツールの制作に関する業務等
- ウ 情報発信に関する業務等
- エ 市内回遊性向上に関する業務
- オ 媒体掲載情報の報告に関する業務
- カ その他付帯業務（問合せ窓口業務等）

※具体的内容については、「大阪・光の饗宴 2025 の開催にかかる広報プロモーション等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）（別紙 1）を参照すること。

（３）契約上限金額

25,575,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

（４）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

（５）履行場所

実行委員会が指定する場所

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

３ 契約に関する事項

（１）契約の方法

契約内容は、発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書等に基づき決定し、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（２）委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約条項

「業務委託契約書（成果物型）」（別紙２）参照

（４）契約保証金

免除

※大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 3 号に準ずる。

（５）再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、上記アに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

ウ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して情報の守秘、適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

- ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。
- イ 本事業の内容に変更が生じる場合は、別途、協議することとする。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 直近1ヵ年において、本店所在地の都道府県税、市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 企画提案時において、大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- カ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請をすることができる。その場合は、構成する全事業者（以下「構成員」という。）が上記ア～カの条件を満たし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - ⑥ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。
- ク 大阪府内に事務所もしくは営業所があること。
- ケ 直近3年以内に、同種事業の実施実績を有すること。なお、同種事業とはガイドブック、パンフレット等プロモーションツールの企画、編集、デザイン等の業務実績。（共同事業体の場合は、代表者の実績とする。）

5 スケジュール

公募開始	令和 7 年 5 月 30 日（金）
仕様書等の配布開始日	令和 7 年 5 月 30 日（金）
質問受付開始	令和 7 年 5 月 30 日（金）
実施説明会参加申込書提出期限	令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 3 時まで
実施説明会	令和 7 年 6 月 6 日（金）午前 10 時（予定）
質問受付締切	令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 3 時まで
質問に対する回答	令和 7 年 6 月 16 日（月）
仕様書等の配布期限	令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 3 時まで
参加申請関係書類の提出期限	令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 3 時まで
参加資格審査結果通知	令和 7 年 6 月 23 日（月）（予定）
企画提案書類の提出期限	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 3 時まで
プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月中旬頃
選定結果通知	令和 7 年 7 月下旬頃
契約締結・事業開始	令和 7 年 7 月下旬頃

6 応募手続き等に関する事項

（1）仕様書等の配布

本プロポーザルにおける仕様書等の関係資料については、令和 7 年 5 月 30 日（金）より配布を開始する。配布を受ける場合は、「仕様書等配布願」（様式 1）に必要事項を記入し、令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 3 時までに P13,10 の提出先まで電子メールで提出すること。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けない。

電子メールの「件名」に「【仕様書等配布願：大阪・光の饗宴 2025 の開催にかかる広報プロモーション等業務委託】」と明記すること。電子メール送信後は、必ず到着の有無を P13,10 の問合せ先あて電話をすること。

本プロポーザルに参加を希望する者は仕様書等の関係資料の配布を必ず受けること。仕様書等配布願の申請がなかった者は本プロポーザルに参加できない。

（2）実施説明会の開催

本プロポーザル実施にかかる説明会を下記のとおり開催するので、参加希望者はできるだけ出席すること。

ア 開催日時（予定）

令和 7 年 6 月 6 日（金）午前 10 時～

イ 開催場所

オンライン（Teams） ※URL は申込者にのみ送付する。

ウ 申込方法

・「公募型プロポーザル実施説明会参加申込書」(様式 2)に必要事項を記入し、P13,10 の提出先まで電子メールで提出すること。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けない。

・電子メールの「件名」に「【説明会参加申込：大阪・光の饗宴 2025 の開催にかかる広報プロモーション等業務委託】」と明記すること。

・電子メール送信後は、必ず到着の有無を P13,10 の問い合わせ先あて電話をすること。

エ 申込期限

令和 7 年 6 月 5 日(木) 午後 3 時まで(必着)

(3) 質問の受付・回答

ア 受付開始

令和 7 年 5 月 30 日(金)

イ 受付期限

令和 7 年 6 月 10 日(火) 午後 3 時まで(必着)

ウ 受付方法

・質問は、「質問書」(様式 3)に記載し、P13,10 の提出先まで電子メールで提出すること。口頭、電話、ファクシミリ、持参での質問は一切受け付けない。

・共同事業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて電子メールを送信すること。

・電子メールの「件名」に「【質問：大阪・光の饗宴 2025 の開催にかかる広報プロモーション等業務委託】」と明記すること。

・電子メール送信後は、必ず到着の有無を P13,10 の問合せ先あて電話をすること。

エ 回答

受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 16 日(月)に大阪府、大阪市、大阪観光局の各ホームページ及び大阪・光の饗宴ホームページにて行う。ただし、質問がない場合は掲載しない。

(4) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- ① 公募型プロポーザル参加申請書(様式 5-1)
- ② 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式 7)
- ③ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)

- ④ 同種・同類業務の実績書（様式 4）
- ⑤ 使用印鑑届（様式 8）
- ⑥ 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】
- ⑦ 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- ⑧ 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
- ⑨ 直近 1 ヶ年分の本店所在地の都道府県民税、市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
※ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
※固定資産税・都市計画税については、課税対象となる固定資産を所有していない場合は提出不要
- ⑩ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
- ⑪ 直近 1 ヶ年の貸借対照表及び損益計算書（写し）
※⑨及び⑩は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※⑤～⑪は、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者について省略できるものとする（様式 5-1 に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- ① 公募型プロポーザル参加申請書（様式 5-2）
- ② 共同事業体届出書兼委任状（様式 6）
- ③ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 7）
- ④ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）
- ⑤ 同種・同類業務の実績書（様式 4）
- ⑥ 使用印鑑届（様式 8）※代表構成員のみ
- ⑦ 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
- ⑧ 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- ⑨ 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
- ⑩ 直近 1 ヶ年分の本店所在地の都道府県民税、市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
※ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その

旨を記載した理由書（様式自由）

※固定資産税・都市計画税については、課税対象となる固定資産を所有していない場合は提出不要

⑪ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

⑫ 直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書（写し）

⑬ 共同事業体協定書（写し）

※③～⑤及⑧～⑫は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※⑩及び⑪は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※⑥～⑫は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式6に承認番号を記載すること。）。

イ 提出期限

令和7年6月18日（水） 午後3時まで（必着）

ウ 提出方法

- 提出の1日前までにP13,10の問合せ先あて電話で持込予約をすること。
- 提出期限までにP13,10の提出先まで提出書類を持参すること。
- 持参以外の方法では受付をしない。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、様式5-1又は5-2に記載の担当者メールアドレスあてに令和7年6月23日（月）（予定）に通知する。

（5）企画提案書類の提出

企画提案の際は、本募集要項のほか「仕様書」の内容についても十分理解のうえ参加すること。

ア 企画提案について

- ① 「大阪・光の饗宴 2025」の趣旨や各プログラム内容を分かりやすく紹介し、大阪全体や各エリアの魅力発信、ブランドの向上に資する情報等を一元的に紹介するガイドブック、ホームページ、ポスター等に関する企画提案を行うこと。なお、ガイドブックは、来場者の利便性や回遊性の向上、大阪・光の饗宴の楽しみ方や満足感を提供できる提案とすること。
- ② ポスターデザインについては、鉄道各社等が、広範囲に掲示することを想定し、訴求力のあるデザインを提案すること。
- ③ 「大阪・光の饗宴 2025」を広く国内外に発信するため、多言語（日本語、英語、簡体字、繁体字、韓国語）でのホームページについて提案すること。
- ④ 「大阪・光の饗宴 2025」の認知度向上に効果的で、幅広いターゲット層への訴求

力が高い情報発信（動画作成、SNS 運用等）について提案すること。

- ⑤ 業務を円滑に遂行するために、業務責任者（統括者）を含む複数人での必要な体制を提案すること。

イ 提案にあたっての留意事項

- ① 大阪・光の饗宴 2025 は実行委員会のもとで行われる。実行委員会には、御堂筋イルミネーション事業に関する事務をおこなう御堂筋事業部と OSAKA 光のルネサンス事業に関する事務及び民間連携業務をおこなう中之島事業部がある。
- ② 大阪・光の饗宴 2025 の開催期間は、令和 7 年 4 月 9 日（水）から令和 8 年 1 月 31 日（土）までの予定である。
- ③ 大阪の都市ブランドの向上、大阪の観光振興、活力向上という事業趣旨を十分に踏まえた内容とすること。また、ガイドブック、ポスター及びホームページなどに関して、大阪府域全体に広がる光の祭典としての魅力を国内外に発信することを意識した企画内容とすること。
- ④ イベント参加者以外にも広く国内外の人への周知効果を発揮するため、観光事業者やメディアの積極的活用方策等プロモーション活動について、具体的かつ効果的な提案がなされていること。
- ⑤ ガイドブックのデザイン案は 2 ページ以内とすること。デザイン案は企画提案内容を補足するイメージやアピールポイント、編集内容や文字の大きさ・フォント、配色、写真配置等を分かりやすく説明すること。
- ⑥ 実現性を十分に精査した業務計画書に、詳細なスケジュールや推進体制を明記すること。スケジュールについては、詳細計画及び鉄道各社等への配架を十分に配慮するとともに、進行のチェック機能の考え方を明記すること。また推進体制として、詳細な役割を明記すること。
- ⑦ 昨年度までの大阪・光の饗宴を知らない人でも興味を持てるものであること。
- ⑧ 来場者の満足度を向上させるような企画を提案すること。
- ⑨ 提案内容にはタレントやキャラクターは使用しないこと。
- ⑩ 提案にあたり、実行委員会が保有するロゴデータや画像データ等の使用を希望する場合は、P13,10 の問合せ先へ問い合わせること。

ウ 提出書類

- ① 公募型プロポーザル企画提案書（様式 9-1 又は 9-2）
- ② 企画提案概要（A4）

上記ア「企画提案について」、イ「提案にあたっての留意事項」、下記 7（1）「選定基準」及び「仕様書」（別紙 1）の内容を十分に踏まえること。

③ 広報プロモーションツールのデザイン案

- ・ポスターデザイン（1種類以上）
- ・ガイドブックデザイン2ページ以内（A3サイズを1ページとする）
- ・ガイドマップデザイン（A3/2つ折り）

④ 見積書（様式自由、内訳の詳細を記載すること）

※「ガイドブック、ガイドマップ、ポスター」（各企画・編集・デザイン、翻訳（ガイドブック、ポスター除く）、印刷、配送等）なお、「配送」は必須項目とする。

※「ホームページ」（企画・編集・デザイン、翻訳、更新、サーバー関係（レンタル、保守、管理）等）

※「動画作成」（企画・編集・デザイン、撮影等）

※「公式写真撮影」（人件費、撮影費等）

※「SNSの運用」（運用費等）

※「市内回遊性向上企画」（企画、広報、応募システム構築等）

※「媒体掲載情報の報告」（調査、報告書作成等）

※「各種問合せ窓口」（人件費、事務経費等）

※「セレモニー対応」（メディア調整、当日対応等）

エ 提出部数

正本 1 部、副本 15 部

※副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

オ 提出期間

上記6（4）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和7年7月4日（金）午後3時まで（必着）

カ 提出方法

- 提出の1日前までにP13,10の問合せ先あて電話で、持込予約をすること。
- 提出期限までにP13,10の提出先まで提出書類を持参すること。
- 持参以外の方法では受付をしない。

キ その他

実現可能性を十分考慮した事業内容を提案すること。なお、本事業において、企画した提案を受託者の責めにより実行できない場合、来年度以降、本事業に加え、大阪府市が構成員である他の実行委員会の事業の企画提案審査において、減点対象となる可

能性がある。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、以下の審査項目の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目			配点
1 企画力及び表現力			65 点
ガイドブック、 ガイドマップ 及びポスター	○大阪・光の饗宴の趣旨等を十分に理解し、都市ブランドの向上、地域活性化の実現に資する企画内容となっているか。 ○大阪・光の饗宴の楽しみ方や満足感を提供できる企画内容となっているか。 ○「コアプログラム」、「エリアプログラム」など開催日程の違いをはじめ、多くの情報が見やすく分かりやすく整理・表現され検索性に配慮した企画内容となっているか。また、ホームページでは、WEB の機能を最大限に活かした企画内容となっているか。 ○大阪・光の饗宴のコンテンツ間の回遊性を促す内容となっているか。	35 点	
情報発信等 (ホームページ、 動画作成、SNS 運 用等)	○大阪・光の饗宴のブランド向上に資するデザインとなっているか。 ○文字の大きさやフォント、配色、写真等、幅広い年齢層やユニバーサルデザインに配慮した内容となっているか。 ○大阪・光の饗宴の趣旨を幅広い年齢層へ効果的に伝えられる企画が提案されているか。	30 点	
2 独自企画			15 点
	○大阪・光の饗宴を効果的に情報発信することや、他の媒体やメディア等を活かした独自のプロモーション提案が盛り込まれているか。	15 点	
3 実現性			15 点
	○業務を確実かつ効果的に推進し、実行委員会との各種調整に配慮した推進体制となっているか。 ○企画から編集、色校正、印刷、配送等のスケジュールに確実性があり、また臨機応変な対応ができるスケジュールとなっているか。 ○実現性を有する見積となっているか。	15 点	
4 価格			5 点
	○価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下切り捨て	5 点	
合計			100 点

(2) 選定方法

上記（１）の選定基準について有識者会議を開催し、委員の意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。

- ① 有識者会議は、選定基準に沿って企画提案書等の評価を行う。
- ② 有識者会議は非公開とし、評価内容についての質問や異議は一切受け付けない。
- ③ 有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者等で構成する。

ア プレゼンテーション審査

A 実施日（予定）

令和 7 年 7 月中旬頃

B 実施場所（予定）

大阪市福島区野田 1-1-86

大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟 9 階会議室

※詳細は、参加資格審査結果通知の際に通知する。

C 内容・方法等

- (a) 上記 6 (5) ウで提出した企画提案書類をもとに、企画提案（業務の実施方針等）について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。

※プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。

※なお、資料の追加・変更は認めない。

- (b) 1 者あたり 30 分程度（うち説明 20 分程度、質疑応答 10 分程度）

※説明時間等については、変更する場合がある。

- (c) プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

D 出席者

1 者あたり 4 名以内とし、必ず業務責任者（統括者）に想定している者が出席すること。なお、共同事業体の場合も同様とする。

イ 評価について

- ① 全委員の評価合計点が最も高い者を受注予定者とする。
- ② 全委員の評価合計点が最も高い提案者が複数いる場合は、以下の順で受注予定者を選定するものとする。
 - (1) 審査項目「1 企画力及び表現力」の評価点が最も高い提案者
 - (2) 審査項目「2 独自企画」の評価点が最も高い提案者
 - (3) 審査項目「3 実現性」の評価点が最も高い提案者
 - (4) 審査項目「4 価格」の評価点が最も高い提案者
- ③ 全委員の評価合計点が最も高い提案者の評価において、合計の評価点が 6 割を下回った場合、若しくは、1 項目でも 0 点がある場合は、受注予定者として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額が上記２（３）の契約上限金額を超えているもの。
- サ 実行委員会に対して不当な圧力や妨害行為があった場合。

（４）選定結果の通知及び公表

ア 通知方法及び通知時期

全ての参加者に対し、令和 7 年 7 月下旬頃に通知する。

イ 公表方法、公表時期及び公表内容

大阪府、大阪市、大阪観光局のホームページ及び大阪・光の饗宴ホームページにおいて、選定結果に関する情報を令和 7 年 7 月下旬頃に公表する。

選定の手続きや選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を公表するものとする。

- ① 最優秀提案者と評価点・提案金額
- ② 全提案者の名称 ※申込順
- ③ 全提案者の評価点 ※得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案者の選定理由 ※講評ポイント

※ 選定結果に関する情報は、ホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ記載する。

※ 応募が 1 者もしくは 2 者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については、①を公表し、③は公表しないこととする。この場合は、最優秀提案者の選定理由④において、選定理由がより解り易いように示す。

8 応募者がいない場合の取扱い

応募者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）」及び「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様書に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおりするものではない。関係機関等との調整により、実施不可能になる可能性がある。
- (4) 提出された全ての書類及びデータ等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない。
（大阪府情報公開条例及び大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、実行委員会より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 参加申請後に大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は、大阪府暴力団等排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、評価合計点が上位であった者から順に契約交渉を行う。次順位以下となった参加者において、評価合計点が上位の者が複数いる場合は、7(2)、イと同様の順で契約交渉を行う。

10 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局観光部観光課（まち魅力担当）

住所：〒553-0005

大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟12階

電話：06-6469-5166

E-mail：hikari-kyoen@city.osaka.lg.jp

※開庁時間は、午前9時～午後5時30分（土・日・祝及び月～金の午後0時15分～午後1時を除く。）

11 関係資料等

【別紙1】大阪・光の饗宴 2025 の開催にかかる広報プロモーション等業務委託仕様書

【別紙2】業務委託契約書（成果物型）

【様式1】仕様書等配布願

【様式2】公募型プロポーザル実施説明会参加申込書

【様式3】質問書

【様式4】同種・同類業務の実績書

【様式5-1】公募型プロポーザル参加申請書（単独法人等用）

【様式5-2】公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）

【様式6】共同事業体届出書兼委任状

【様式7】公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書

【様式8】使用印鑑届

【様式9-1】公募型プロポーザル企画提案書（単独法人等用）

【様式9-2】公募型プロポーザル企画提案書（共同事業体用）